

# エイチ・エス損保の現状 2016



 **エイチ・エス損害保険株式会社**

# 目次

はじめに	1
<b>I 当社の概況および組織</b>	<b>2</b>
1 代表的な経営指標	2
2 経営方針	2
3 当社の特色	3
4 当社の沿革	4
5 株主・株式の状況	4
6 役員の状況	6
7 会計監査人の状況	7
8 従業員の状況	7
9 当社の組織	8
<b>II 保険会社の主要な業務の内容</b>	<b>8</b>
1 取扱商品	8
2 各種サービス	9
3 保険の仕組み一般	11
4 保険約款	12
5 保険料	12
6 保険金の支払	13
7 保険募集	13
<b>III 保険会社の主要な業務に関する事項</b>	<b>15</b>
1 2015年度における事業の概況	15
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	17
3 業務の状況を示す指標	17
4 責任準備金の残高の内訳	29
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	29
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	30
<b>IV 保険会社の運営</b>	<b>30</b>
1 リスク管理体制	30
2 法令等遵守の体制	31
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	32
4 社外・社内の監査・検査体制	32
5 コーポレートガバナンスの体制	32
6 内部統制システムの構築に関する基本方針	33
7 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	35
8 反社会的勢力の排除のための基本方針	37
9 利益相反管理の基本方針	38
<b>V 財産の状況</b>	<b>39</b>
1 計算書類	39
2 リスク管理債権	46
3 債務者区分に基づいて区分された債権	47
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	48
5 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）	50
6 時価情報	51
7 その他	51
<b>VI 保険会社およびその子会社等の概況</b>	<b>52</b>
1 主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項	52

## はじめに

エイチ・エス損保の旅行保険は、開業以来多くの方々のご支援を戴き、おかげさまで、延べ 514 万人を越えるお客様（ご契約者数 2016 年 6 月末）にご利用をいただくことができました。

日頃のご愛顧に感謝いたします。ありがとうございました。

私たちは、「より分かりやすく、より安心感の高い商品を」というお客様のご要望にお応えすべく、新商品の開発および商品の改善に取り組んでまいりました。

特に、2011 年より販売を開始した「スマートネット」は商品改定を重ね、2014 年に「スマートネットU」へと生まれ変わり、累計で契約件数 75 万件を超える商品へと成長してまいりました。

＜適正な補償を、廉価な保険料で＞を実現し、コストの追及と市場性に焦点をあてた本商品は、比較サイト「価格.com」様の「価格.com 保険アワード 2016」において、海外旅行保険の部で 2015 年に引き続き 2 年連続第 1 位に選ばれるなど、ご好評をいただいております。

また、2016年4月より、当社子会社「エイチ・エスサポートセンター」を通じて海外サポート業務※および事故受付業務の提供を開始いたしました。これまで、世界6拠点で展開していた電話受付を東京センター1箇所に集約させ、対応窓口を一本化することでセンター内の情報連携を強化し、「お客様の困った」の解決にスムーズでスピーディーなサポートサービスのご提供を目指します。

さらに、保険会社の最大の使命であります保険金のお支払いについても、全旅行保険商品、家財総合保険「やさしいネット」に加え、2015 年 7 月に販売を開始した、普通傷害保険・家族傷害保険「けがの保険ライトネット」においても、「原則 15 営業日での保険金のお支払い」を約款に明記しています。

これらの取組みは、私たちの経営理念である「変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続ける」そして「お客様に最高のサービスを提供する」を実践したものであります。

一方で当社は、コンプライアンスの遵守およびリスク管理の推進を通じて、経営の健全性を高めるとともに、当社の考え方や、商品・サービス、経営に関する情報を誠実にわかりやすくお伝えするよう努めてまいります。

今後も、さまざまな取組みを通して、「保険は『エイチ・エス損保』」とのお声を頂戴できる企業へと成長できますよう、社員一同さらに努力してまいります。

なお一層のご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

**エイチ・エス損害保険株式会社**

代表取締役社長

松尾 昭男

※エイチ・エスサポートセンターとプレステージ・インターナショナル社およびアクサ・アシスタンス・ジャパン社との提携によりサービスをご提供いたします。

本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

# I 当社の概況および組織

## 1. 代表的な経営指標

	2014年度	2015年度
正味収入保険料	3,128百万円	3,006百万円
正味損害率	40.0%	41.9%
正味事業費率	51.9%	52.3%
保険引受利益	330百万円	73百万円
経常利益	295百万円	50百万円
当期純利益	161百万円	19百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	764.9%	808.1%
総資産額	3,693百万円	3,825百万円
純資産額	1,828百万円	1,832百万円

(注) 1. リスク管理債権はありません。

2. 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年3月31日）から算出にかかる法令等が改正されています。

## 2. 経営方針

### 経営理念

私たちエイチ・エス損保は、保険の取扱種目を特定分野に特化することで、高い専門性と迅速性を兼ね備えた高品質な商品と親切な保険サービスをお客様にお届けしていきたいと考えています。

その目標を実現するために、私たちは次の経営理念を掲げています。

#### (1) 変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続けます。

変革が叫ばれる今日、私たちは自らをその変革の士と捉え、創生・創造を重んじ、損害保険のあるべき将来像を追求し、同じ志を共有する人材の集団を形成して、損害保険事業に新たな潮流を生み出すことができるよう挑戦し続けます。

#### (2) 目線は常にお客様に、お客様に最高のサービスを提供します。

保険加入から保険金支払いに至るまで、常にお客様に高い満足感を感じていただけるよう、最高のサービスを提供し続けること。それが、私たちの目指す保険サービスです。保険加入時における商品内容や加入手続きの分かりやすさ、そして事故発生時における丁寧・親切・迅速な対応。そのようなサービスを、いつ、誰にでも提供できる体制を確立します。

#### (3) 保険のプレゼンス向上に寄与します。

私たちは、保険の加入率の向上に取り組んでいます。少しでも多くの方々に保険をご理解いただき、より多くの方々に保険による安心感をお持ちいただくことが、損害保険のプレゼンス（存在感）を高めていくことに繋がると、私たちは確信しています。

### 経営方針

#### (1) ローコスト経営で消費者に還元

「適正な補償を、廉価な保険料で」が損害保険の原点と考えますが、既存の保険会社においては、過度重なる料率改定を通じて、保険料の引き下げを行わずに補償範囲の拡大を行った結果、顧客ニーズに対する対応力は大いに上がった現実があります。

半面、自由化、多様化および細分化の進展に伴って、契約者・被保険者のニーズにも幅ができており、保険料は補償内容との比較で二極化の方向に変化しているものと推察します。

当社は、コストを低いレベルに抑えることで、適正な補償のまま保険料を低くした商品を提供することが可能である

と考えます。

また、人員が少ないことの効果として、個人間・組織間の助け合い意識の向上を図り、情報収集・情報の共有化を徹底して推し進め、業務の効率的な運営を行います。

## (2) 種目・チャネルの限定

当社は、旅行保険を中心に据えつつ、販売商品を絞ることで、健全かつ堅実な事業運営を維持しつつ着実な成長を目指します。

旅行保険については、当社の株主でもあるエイチ・アイ・エス社をはじめとする旅行代理店、旅行関連業者での旅行保険募集を基礎にして、代理店委託・保険募集を推し進めることで、効率的なチャネルの構築・保険募集が可能と考えます。

旅行保険は、世界平和の前提に健全なる旅行販売の成果物の一つとして成り立っており、その原則に異変が生じると、過去の例では、1991年の湾岸戦争、2001年のアメリカ同時多発テロ事件、2003年のイラク戦争、SARS、あるいは日本経済が構造的な不況などの事態に至った場合は、その事業計画の変更を含め全てに大きなマイナスの影響を否が応でも受けてしまうこととなります。

その点を鑑みて、事業のもう一つの柱として火災保険を取扱っております。主として不動産業者からの賃貸契約に基づく火災保険を販売しております。

また、販売チャネルは、旅行者・旅行関連業者および不動産業者等に限定しますが、銀行・コンビニエンスストアなどもチャネルの一つとして取り組んでおります。

販売する保険種目およびチャネルを限定することにより、システム開発コスト、システム運用コスト、人材採用、人材の配置、ひいては物件費に至るまで、コスト削減が可能となります。

そして、この基礎の上に利便性が高く、広く市場から支持される保険を開発・提供し続けることで、健全かつ堅実な損害保険会社運営を行います。

## (3) 新たなるチャレンジャーとしての存在

当社は、損害保険業界で「顧客に最も近い、チャレンジャー」としてありたいと考えます。当社の存在意義は、一人一人の顧客の声やニーズに注目し、顧客の視線で業務改善ができるような小回りのよい保険会社となることだと考えています。

既存の保険会社にはないお客様との距離感を保ち、後発の小さな保険会社としてのメリットを最大限有効活用して小回りの効く運営をすることにより前進していこうと考えます。そのような観点から当社が市場に臨む事柄は、特に海外旅行者に対して100%の付保案内をし、できるだけ高い付保状況を作りたいということでもあります。

海外における不本意な事故は依然として後を絶ちません。一人でも多くの旅行者に特に海外における保険の重要性・必要性を、旅行業代理店、ホームページ、あるいは広告媒体などを通じて訴え続けて行きたいと考えます。この姿勢のもとに、加入し易い商品の提供および事故の際の親切・迅速な保険金支払サービスの提供を通じて、不幸にも事故に遭われた海外旅行者の方々の日でも早い日常生活への復帰にむけて、主に経済生活面でサポートしたいと考えます。

## 行動指針

- (1) 自立とたゆまぬ挑戦
- (2) 探求と開拓者精神の高揚
- (3) 常に誰かのために
- (4) 情熱と実行を忘れない
- (5) 責任の自覚から自発の責任へ

## 3. 当社の特色

**エイチ・エス損保は、澤田ホールディングスグループの一員です。**

旅行業、航空業そしてレジャー産業を革新してきた澤田秀雄氏率いる澤田ホールディングスグループのメンバーとして、当社は、損害保険業にも新しい風を吹き込むチャレンジャーであり続けます。

**エイチ・エス損保は、新しい損害保険会社です。**

当社は、営業開始から10年目に入りますが、損害保険業ではまだまだ新しい会社です。新しいプレーヤーであることを常に忘れず、これまでの業界の常識や慣例にとらわれない発想で補償やサービスを見直し、お客様に新たな選択をご提供したいと考えております。

## エイチ・エス損保は、専門の保険マーケットに特化した会社です。

専門分野を持つ会社の強みを活かし、お客様のニーズに対して身軽に素早くお応えしていきます。

## 4. 当社の沿革

2005年 5月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）設立（資本金2,000万円）
2005年10月	資本金1億円（増資）
2005年12月	資本金10億円（増資）
2007年 9月	「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号変更し、第三者割当により資本金を16億1,200万円に増資
2007年10月	損害保険業免許取得
2007年11月	営業開始
2008年 4月	インターネット通販を開始
2009年 7月	海外旅行保険の改定
2009年 8月	本店を東京都新宿区四谷三丁目12番に移転
2010年 4月	保険金請求手続完了後の保険金支払履行期間を従来の30日から原則15営業日に短縮 旅行特別補償保険発売
2010年 7月	国内旅行総合保険発売 関西駐在設置
2010年10月	国内航空傷害保険「ワンフライト保険」発売
2011年 3月	旅行事故対策費用保険発売
2011年 4月	家財総合保険「やさしいネット」発売
2011年 6月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」発売
2011年 7月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」のスマートフォン専用契約申込みサイトの運用開始 お客様専用サイト「クローバーページ」開設
2011年 8月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」Androidアプリ提供開始
2011年 9月	羽田空港国際線出発ロビーにおける広告看板設置
2011年12月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」iPhoneアプリ提供開始 海外旅行保険サポートサービスの拡充（カメラ・ビデオカメラ等修理サービス開始）
2012年 6月	国内旅行総合保険の改定
2012年 7月	海外旅行保険の改定
2012年 8月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」保険料改定 保険募集代理業務による生命保険および自動車保険の取扱開始
2012年10月	本店を東京都新宿区市谷本村町3番29号に移転
2012年12月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」スマートフォンによる申込みプランの拡充
2013年 1月	公式サイトリニューアル
2013年 4月	家財総合保険「やさしいネット」商品改定 国内旅行総合保険スマートフォン取引サイト運用開始
2013年 7月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」グループ旅行プランの取扱開始
2013年12月	国内旅行総合保険およびワンフライト保険商品改定
2013年12月	公式サイト、スマートフォンサイトリニューアル
2014年 2月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」商品改定、ペットネームをネット海外旅行保険「スマートネットU」に変更 ネット海外旅行保険「スマートネットU」動画コマーシャル作成
2014年 4月	海外旅行保険商品改定
2014年 7月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」の引受保険期間および延長可能期間を拡大 地震保険保険料改定
2014年11月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」動画コマーシャル第二弾作成
2015年 4月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」が「価格.com 保険アワード2015」を受賞
2015年 7月	普通傷害保険・家族傷害保険（けがの保険「ライトネット」）発売
2015年 8月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」保険料改定
2016年 4月	ネット海外旅行保険「スマートネットU」が「価格.com 保険アワード2016」を受賞 当社子会社「エイチ・エスサポートセンター」を通じて海外サポート業務および事故受付業務の提供を開始

## 5. 株主・株式の状況

### （1）基本事項

総会開催時期	毎年4月1日から3か月以内に開催いたします。
決算期日	3月31日
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

### （2）株主総会

第11回定時株主総会

2016年6月22日に開催され、次のとおり報告ならびに決議されました。

報告事項 第11期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件  
決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり取締役に松尾昭男、楠原成基、堤信博および上原悦人の各氏が再選され、新たに有富研二氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、楠原成基氏および上原悦人氏は社外取締役であります。

### (3) 株式の分布状況

(2016年3月31日現在)

区分	政府および 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等 (うち個人)	個人 その他	計
株主数(人)	—	—	—	17	—	3	20
所有株式数	—	—	—	31,760	—	480	32,240
割合	—	—	—	98.5%	—	1.5%	100%

### (4) 大株主(上位10位まで)

(2016年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する割合
澤田ホールディングス株式会社	16,000株	49.6%
株式会社エイチ・アイ・エス	7,060株	21.9%
ワールド・キャピタル株式会社	2,600株	8.1%
I I B株式会社	2,000株	6.2%
株式会社ユーラシア旅行社	2,000株	6.2%
株式会社福利厚生課	700株	2.2%
株式会社ディーエスイーネットコンサルティング	400株	1.2%
井川 幸広	300株	0.9%
株式会社ハウスメイトパートナーズ	200株	0.6%
株式会社ハウスメイトワークス	200株	0.6%
株式会社ターナ・コスモス	200株	0.6%
計	31,660株	98.2%

### (5) 資本金の推移

年月日	資本金(百万円)		摘要
	増減額	残高	
2005年5月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年9月28日	612	1,612	有償第三者割当

### (6) 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株数(株)	発行総額 (百万円)	摘要
普通株式	2005年5月24日	400	20	(2名)
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	(2名)
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	(2名)
普通株式	2007年9月28日	12,240	612	有償第三者割当(19名)

## 6. 役員状況

(2016年6月30日現在)

役 職	氏 名	略 歴
代表取締役社長	松尾 昭男	1974年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 2005年4月 株式会社ディーエスイーネットコンサルティング事業企画部長 2005年5月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（現当社） 代表取締役社長（現任） 2010年5月 エイチ・エスライフプランニング株式会社 （現エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社）社外取締役（現任） 2015年9月 エイチ・エスサポートセンター株式会社 社外取締役（現任）
取 締 役 （社外取締役）	楠原 成基	1982年12月 株式会社インターナショナルツアーズ（現株式会社エイチ・アイ・エス）入社 2005年1月 同社取締役統括営業本部長 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（現当社）取締役（現任） 2008年4月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役 管理部門総轄兼海外事業本部長 2010年4月 同社常務取締役管理部門総轄兼海外営業本部長兼国内旅行事業本部長 2010年12月 同社常務取締役管理部門総轄 国内旅行事業本部長およびインバウンド 事業部管掌 海外営業本部長兼国内旅行事業本部長 2011年3月 同社常務取締役管理部門総轄兼海外営業本部長兼国内旅行事業本部長 2014年3月 同社専務取締役人事、国内旅行事業、インバウンド事業、東日本地区店舗 営業所管 2014年4月 同社専務取締役人事、国内旅行事業、インバウンド事業、東日本地区店舗 営業総轄、関東国内旅行営業本部長 2014年11月 同社専務取締役 本社管理部門、国内旅行事業、インバウンド事業、東日本 地区店舗営業総轄、関東国内旅行営業本部長（現任）
取 締 役	堤 信博	1987年4月 コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年7月 興亜火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 2008年5月 エイチ・エス損害保険株式会社入社 業務部長兼販売制度部長 2010年6月 当社取締役経営企画部長兼業務部長兼販売制度部長兼事務企画・システム部長 2011年7月 当社取締役経営企画部長兼事務企画・システム部長 2012年9月 エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社 社外取締役（現任） 2015年6月 当社取締役執行役員経営企画部長兼事務企画・システム部長（現任）
取 締 役 （社外取締役）	上原 悦人	1981年4月 平和生命保険株式会社（現マスマチュアル生命保険株式会社）入社 1999年3月 同社財務部次長 2001年7月 同社プロパティマネジメントグループ長 2002年10月 全国養護共済会（現一般社団法人全国育児介護福祉協議会）入社 2007年5月 同会保全部副部長 2008年2月 澤田ホールディングス株式会社 顧問 2008年4月 エイチ・エス債権回収株式会社 監査役 2008年6月 澤田ホールディングス株式会社 監査役 2008年11月 エイチ・エス証券株式会社 監査役 2009年6月 エイチ・エス・アシスト株式会社 監査役（現任） 2010年5月 エイチ・エスライフプランニング株式会社 （現エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社）監査役（現任） 2010年6月 澤田ホールディングス株式会社 取締役（現任） 2013年6月 エイチ・エス債権回収株式会社 取締役（現任） 2013年6月 エイチ・エス損害保険株式会社 取締役（現任） 2015年7月 エイチ・エス・フューチャーズ株式会社 代表清算人（現任） 2015年9月 エイチ・エスサポートセンター株式会社 監査役（現任）
取 締 役	有富 研二	1986年4月 株式会社インターナショナルツアーズ（現株式会社エイチ・アイ・エス）入社 2007年10月 エイチ・エス損害保険株式会社出向 2009年1月 当社転籍 2014年4月 当社営業部長 2015年6月 当社執行役員営業部長 2016年6月 当社取締役執行役員営業部長
常勤監査役	津田 賢	1970年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 1998年6月 同社本店サービスセンター部自動車第3課次長兼課長 1998年9月 同社中国サービスセンター業務部長 2000年7月 同社営業開発第2部部長 2003年6月 株式会社損保ジャパン調査サービス（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社） 出向 埼玉事業部長兼能力開発部担当部長 2006年4月 株式会社自研センター入社 取締役研修部長 2010年6月 エイチ・エス損害保険株式会社入社 内部監査部長 2013年4月 当社内部監査部担当部長 2014年6月 当社 監査役（現任）



役職	氏名	略歴
監査役 (社外監査役)	太田 孝昭	1988年5月 太田税務会計事務所(現OAG税理士法人)開設 1988年5月 株式会社シーケーシステム研究所設立 代表取締役(現任) 1991年11月 株式会社ビジコム設立 代表取締役(現任) 1997年4月 社会福祉経営研究会(現総合福祉研究会)会長(現任) 2005年4月 株式会社福祉総研設立 代表取締役 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社(現当社) 監査役(現任) 2007年1月 OAG税理士法人設立 代表社員(現任) 2011年6月 株式会社福祉総研 監査役(現任)
監査役 (社外監査役)	古宮 健一郎	1969年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 1985年1月 同行人事部次長 1987年4月 同行玉出支店長 1989年10月 同行京都支店副支店長 1991年7月 同行天満支店長 1994年2月 同行堺支店長 1996年1月 同行堂島支店長 1998年6月 東洋不動産株式会社 取締役 2000年1月 同社取締役執行役員 2000年5月 同社取締役常務執行役員 2002年6月 東洋ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 2004年5月 東洋プロパティ株式会社 代表取締役社長 2009年6月 同社代表取締役会長 2011年6月 同社相談役 2012年6月 同社顧問 2013年6月 澤田ホールディングス株式会社 取締役(現任) 2013年6月 エイチ・エス損害保険株式会社 監査役(現任)

- (注) 1. 取締役楠原成基、上原悦人は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
2. 監査役太田孝昭、古宮健一郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

## 7. 会計監査人の状況

氏名または名称	新日本有限責任監査法人
---------	-------------

## 8. 従業員の状況

### (1) 従業員の状況

(2016年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
72名	40.3歳	4.7年	5,001千円

- (注) 1. 従業員数は、使用人兼務取締役、退職者、派遣職員を除きます。  
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

### (2) 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目的として、主に業務経験者の採用により、即戦力となる人材の確保を行います。

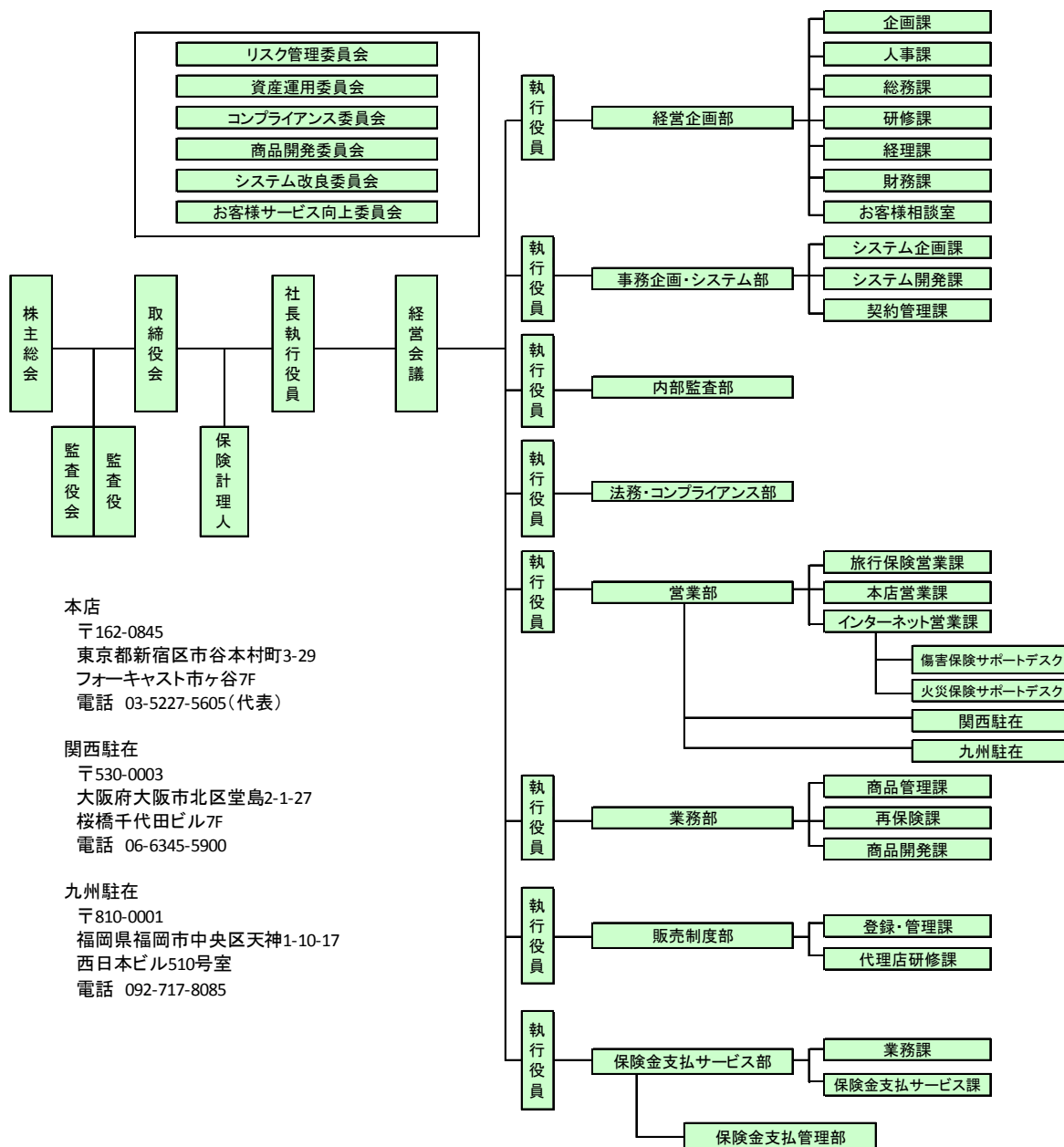
### (3) 福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険)
- ・慶弔見舞金制度
- ・育児休業制度
- ・介護休業制度

## 9. 当社の組織

2016年6月30日現在



## II 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。(2016年6月現在)

損害保険業

- 保険の引受：傷害保険および火災保険の引受
- 資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

他の保険会社の業務の代理および事務の代行

- エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社およびSBI損害保険株式会社の保険募集代理業務（媒介代理店業務）

### 1. 取扱商品

(1) 販売商品

### ① 主として個人向けの商品

海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガや疾病による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などの損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険（スマートネットU）	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや疾病による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などによる損害等を補償します。
国内旅行傷害保険（国内旅行総合保険）	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、携行品の盗難・破損などによる損害、賠償責任を補償する保険です。
国内航空傷害保険（ワンフライト保険）	国内の航空機に搭乗している間に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いする保険です。
普通傷害保険・家族傷害保険（けがの保険「ライトネット」）	日常生活において被ったケガにより、死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、追加補償をセットすることにより、自転車盗難時再取得費用、賠償責任を補償する保険です。
家財総合保険（やさしいネット）	賃貸住宅に収容される家財に生じた火災をはじめとする様々な損害や賃貸住宅の入居者が負う賠償責任等を補償する賃貸住宅入居者向けの家財専用火災保険です。
地震保険	地震、噴火、津波により生じた損害を補償する保険です。地震保険は単独では契約することができず、家財総合保険とセットで契約します。

### ② 主として旅行業者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行業者（被保険者）の企画旅行に参加する旅行者に対して、旅行業者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行業者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行業者が負担した費用を補償する保険です。

### （2）新商品の開発状況

2013年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行保険（旅行業者包括契約用）の販売を開始</li> <li>家財総合保険「やさしいネット」の商品内容を改定。修理費用補償特約の補償範囲の拡大、個人賠償責任補償特約および借家人賠償責任補償特約への示談代行制度の導入、ルームシェア入居者に対応した同居人被保険者特約の新設等、今まで以上に賃貸住宅入居者のニーズに応えた商品内容に改定</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネット」の販売プランに、従来の個人プラン、ファミリープランに加え、新たにグループ旅行プランを追加</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内旅行傷害保険「国内旅行総合保険」の商品内容を改定。引受けを6泊7日までの旅行に拡大したほか、後遺障害保険金の支払方法の変更、暴力団排除条項の導入等を内容とする約款改定を実施</li> <li>国内航空傷害保険「ワンフライト保険」の約款改定を実施</li> </ul>
2014年	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネット」の商品改定に伴い、ペットネームを「スマートネット」から「スマートネットU」に変更。保険料の引下げを行ったほか、グループ旅行プランの引受人数の拡大、傷害後遺障害保険金の支払方法の変更、暴力団排除条項の導入等を内容とする約款改定を実施</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外旅行保険の商品内容を改定。保険料の引上げを行ったほか、傷害後遺障害保険金の支払方法の変更、暴力団排除条項の導入等を内容とする約款改定を実施</li> <li>旅行特別補償保険の約款、保険料を改定</li> <li>旅行事故対策費用保険の約款を改定</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震保険の保険料を改定</li> <li>家財総合保険「やさしいネット」および地震保険の約款に暴力団排除条項を導入</li> <li>旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネットU」の引受保険期間を最長31日までに拡大</li> </ul>
2015年	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通傷害保険・家族傷害保険（けがの保険「ライトネット」）の販売を開始</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネットU」の保険料を改定</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>家財総合保険「やさしいネット」の約款改定を実施</li> </ul>

## 2. 各種サービス

当社では、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

### （1）エイチ・エス サポートサービス

当社は、2016年4月より、子会社エイチ・エスサポートセンター株式会社を通じて海外サポート業務および事故受付業務の提供を開始し、従来に増してホスピタリティーを追求した日本語対応のサポートサービスをご提供しています。海外旅行中に困ったとき、緊急事態が発生したときは、エイチ・エスサポートセンターまでご連絡ください。スタッフが24時間365日、事故のご報告をはじめとする各種のご相談を日本語で受け付け、必要な対応方法をご案内するとともに、必要に応じて次の手配サービスを行います。

**病院・医師の手配**

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約の手配をいたします。

**緊急移送手配サービス**

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配をいたします。

**帰国手配サービス**

入院された場合、退院許可がおりましたら帰国の手配をいたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

**(2) キャッシュレス・メディカルサービス**

当社は、旅行先でのケガや病気の際に、お客様がスムーズに治療をお受けいただけるよう、世界の主要地にキャッシュレス提携医療機関の充実したネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客様が保険契約証または保険証券を窓口で提示することにより、その場で治療費を負担することなく治療を受けることができます。

**(3) 旅行かばん／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス**

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、当社提携の修理会社が破損した旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等の引き取り、修理および納品を行います。修理代金は保険金として当社から修理会社へ直接支払います。

**(4) お客様の声を業務に活かすために**

**① 「お客様の声」の受付状況**

当社は「お客様の声」をお客様サービスの向上や商品改善に活用し、「お客様に信頼され、選ばれる損害保険会社」を目指します。

**お客様の声に対する基本方針（含む苦情の定義）**

- ・エイチ・エス損保は、お客様からの不満足の表明を「苦情」として定義します。
- ・苦情とは、お客様の求めるサービスの水準と当社が提供するサービスに差があるために生じたものととらえ、苦情を業務改善に生かすことにより、同じ苦情が再び生じないように努めます。
- ・「お客様に信頼され、選ばれる損害保険会社」となるために、苦情をはじめご要望、ご照会を含めた「お客様の声」を前向きかつ積極的に受け止め、迅速かつ的確に行動することで、お客様サービスの向上に努めます。

2015年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下の通りです。

**苦情受付件数四半期ごとの推移（2016年3月末時点）**

2015年度の件数(単位：件)

苦情区分	第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月	合計	構成比
契約・募集行為	4	14	6	4	28	19.4%
契約の管理・保全・集金	1	6	1	0	8	5.6%
保険金	20	28	25	24	97	67.4%
個人情報	0	0	0	0	0	-
その他	3	5	3	0	11	7.6%
合計	28	53	35	28	144	100.0%

**② お客様の声を活かしたツール改善・サービス向上例**

当社にお寄せいただいたお客様の声に基づき、次の改善を行いました。

- ・海外旅行保険のインターネット契約（『スマートネットとU』）において契約の取消を行う際、お客様から変更依頼書をご郵送いただいたうえで取消手続を行っていましたが、保険始期日の前日までであればインターネットで取消手続ができるように変更しました。
- ・国内旅行総合保険の保険契約証のレイアウトを変更し、文字を大きくしたうえで、より見やすくしました。

### ③ お客様からのご照会、ご相談などの窓口について

お客様からのご照会、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問合せ窓口
<p>◆エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室</p> <p>連絡先電話番号 0120-937-836 (通話料無料)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日・年末年始を除く)</p> <p>携帯・PHSからもご利用いただけます。</p>
事故のご報告に関する窓口
<p>はじめて事故のご連絡をいただくお客様</p> <p>◆エイチ・エスサポートセンター</p> <p>連絡先電話番号 0800-100-5503 (通話料無料・国内専用)</p> <p>受付時間：24時間365日</p> <p>ご連絡済みの事故に関する保険金請求等のお問い合わせのお客様</p> <p>◆エイチ・エス損害保険株式会社</p> <p>保険金支払サービス部 保険金支払サービス課</p> <p>連絡先電話番号 0120-123-716 (通話料無料・国内専用)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日・年末年始を除く)</p> <p>※事故発生時の対応 (海外での事故発生時の連絡方法等) については、 「サポートブック (ご契約のしおり)」をご覧ください。</p>

### ④ 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「**そんぽ ADR センター**」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「**そんぽ ADR センター**」に解決の申し立てを行うことができます。

**日本損害保険協会 そんぽ ADR センター**の連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル (全国共通・通話料有料) 0570-022808

受付時間：月～金曜日 午前9時15分～午後5時 (祝日・休日および12/30～1/4を除く)

詳しくは、**日本損害保険協会のホームページ**をご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

## 3. 保険の仕組み一般

### (1) 保険制度

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個人々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「**大数の法則**」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「**大数の法則**」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担しあい、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

### (2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害について保険金をお支払いするこ

とを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行します。また、近時はインターネット画面上で契約申込手続きを行うインターネット契約も拡大しています。

### (3) 再保険

個々の保険会社の資金量は有限であり、当然その保険金支払能力には限りがあります。一方、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こり得ます。

このため保険会社は、引き受けた保険金支払責任のうち自らの負担能力を超える金額を、国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の平準化と分散を図っています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社の保険金支払責任を引き受けることを「受再」といいます。また、再保険を行った後になお自らが保険金支払責任を負担することになる金額を「保有金額」といいます。

## 4. 保険約款

### (1) 保険約款の位置づけ

保険約款は、保険会社や保険契約者等が保険契約に関して持つ権利と義務について詳細に定めたものであり、保険金を支払う場合（注1）、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、告知義務（注2）、通知義務（注3）、保険金請求手続などが定められています。

保険約款は、保険種目ごとに基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足、修正する目的でセットする特約により構成されるのが一般的ですが、海外旅行保険のように、普通保険約款では用語の定義や共通規定のみを記載し、補償内容はすべて特約において定めている保険種目もあります。

### (2) 契約時の留意事項

ご契約時には、パンフレット、サポートブック（ご契約のしおり）、重要事項等説明書（注4）などにより、あらかじめ内容をよくご理解いただき、当社の社員または代理店から説明を受けたいうえでお申し込みください。

また、意向確認事項に関する書面や保険契約申込書により、お申込みの内容がお客様のご希望に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認のうえ、ご契約ください。

### (3) 保険約款に関する情報提供方法

当社では、ご契約時に保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、サポートブック（ご契約のしおり）、重要事項等説明書（注4）で、商品の内容や保険約款の概略をご紹介します。

特に保険金をお支払いする場合（注1）、保険金をお支払いできない主な場合、告知義務（注2）、通知義務（注3）、ご契約を解約される場合の取扱などについては、これらをよくお読みいただき、内容について十分にご理解ください。

(注1) 保険金をお支払いする事故等のほか、事故により一定の金額以上の損害が生じた場合に保険金をお支払することを定めている場合もあります。

(注2) 告知義務とは、ご契約時に保険会社が告知を求める重要な事項について答えていただく義務をいいます。

(注3) 通知義務とは、ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務をいいます。

(注4) 重要事項等説明書とは、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した書面をいいます。

## 5. 保険料

### (1) 保険料の收受・返還

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくこととなり、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、規定に従って保険料を返還いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険料を請求または返還します。

## (2) 保険料率

保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

## 6. 保険金の支払

### (1) 保険金の支払の仕組み

#### 契約内容の確認

事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容をオンラインシステムまたは保険契約申込書により確認します。

#### 事故原因・損害状況の調査

事故の報告を受けて保険契約内容の確認と事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認します。

#### 損害額、保険金の算出

お客様、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出して、保険金支払額を決定します。

#### 保険金の支払

所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから 15 営業日以内に保険金お支払の手続をとります。請求書類が完備してから保険金をご指定の口座に着金するまでの土日祝日を含めた平均の日数は、約 6 日です（当社 2015 年度実績）。

ただし、特別な調査が必要な場合は、請求書類が完備してからお支払するまでの期間を 15 営業日より延長させていただきますことがあります。

### (2) 事故の連絡・相談窓口のご案内

当社では、次のとおり事故のご連絡、ご相談を受け付けています。

#### ◆事故のご連絡（はじめて事故のご連絡をいただくお客様）

エイチ・エスサポートセンター

電話：0800-100-5503（通話料無料・国内専用）

受付時間：24 時間 365 日

#### ◆事故のご相談（ご連絡済みの事故に関する保険金請求等のお問い合わせのお客様）

エイチ・エス損害保険

保険金支払サービス部 保険金支払サービス課

電話：0120-123-716（通話料無料・国内専用）

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

※IP 電話等一部ご利用いただけない場合があります。

## 7. 保険募集

### (1) 契約締結の仕組み

当社では、保険会社から委託を受けた損害保険代理店（以下「代理店」といいます）が保険募集のほとんどを担っていますが、インターネットによるご契約については、代理店のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客様が合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、この判断に必要となる重要な事項を、十分に説明しなければなりません。当社では、お客様にご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しています。また、お申込みの内容がお客様のご意向に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、お申し込み内容確認リストを交付しています。

お客様から署名または記名・押印済みの保険契約申込書をご提出いただき、保険料をお支払いいただいた後、当

社所定の保険料領収証を発行いたします。これで契約手続きが完了し、その後当社で保険証券または保険契約証を発行し、保険約款と共に送付またはお渡しいたします。ただし、海外旅行保険については、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行いたします。

#### クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人（個人事業主契約を除く。）の保険契約（契約に関する債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申込みされた保険契約等を除く。）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除を行うことができるという制度です。

#### （2）代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社に代わって損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客様の家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るという社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約締結の代理または媒介、保険料の領収などの業務を行います。

#### （3）代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第 276 条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受けなければなりません。また代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第 302 条に基づき届出をすることが義務づけられています。

#### （4）代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、インターネット学習システム「エイチ・エス損害保険代理店eラーニング」を活用し、取扱商品や募集コンプライアンスに関する研修を随時代理店の募集人に実施しています。

また、一般社団法人 日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、本試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

#### （5）代理店数

当社の代理店数は、2016年3月31日現在152店です。

#### （6）勧誘方針

エイチ・エス損害保険株式会社は、保険商品の販売にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年5月31日法律第101号）に基づく「勧誘方針」を下記のとおり定め、公表しています。

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融商品販売法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法およびその他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なご理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場に立ったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠り、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。



6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

## Ⅲ 保険会社の主要な業務に関する事項

### 1. 2015 年度における事業の概況

当期における我が国経済は、消費税率引上げによる影響が和らぐ中、緩慢ながら景気の回復基調が続いています。損害保険業界につきましては、火災保険の販売好調や 2014 年度に実施された自動車保険の保険料引上げ効果などにより堅調に推移しました。

海外旅行市場につきましては、訪日外国人の国内旅行の増加が好調に推移する一方、海外におけるテロ等の影響は大きく、2015 年度 1 年間に及んで海外旅行者数の回復が遅れ、また、訪日外国人旅行者数と出国日本人数が遂に逆転するに至りました（出典：日本政府観光局）。

このような環境の中、当社では主力商品である一般の海外旅行保険の契約件数、保険料ともに前年同期比で減少となりました。ネット専用の海外旅行保険「スマートネットU」と国内旅行総合保険については増収となりましたが、一般の海外旅行保険の不振分を補うには至りませんでした。加えて、保険金支払額は、旅行特別補償保険の支払増加の影響などにより微増となりました。

こうした状況の中、当社は、顧客満足度のさらなる向上に向けた取組みとして、業界最短の支払日数の堅持のための内部体制の構築のほか、海外サポート業務および事故受付業務のサービスを提供する子会社「エイチ・エスサポートセンター株式会社」を設立しました。

当期における当社の業績は以下のとおりであります。

経常収益は前期に比し262百万円減少して3,010百万円となりました。一方、経常費用は前期に比し18百万円減少して2,959百万円となり、経常利益は前期に比し244百万円減少して50百万円となりました。

経常利益から特別損益、法人税等合計を加減した当期純利益は、前期に比し141百万円減少して19百万円となりました。

### 保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比し 3.9%減少して 3,006 百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は前期に比し 1.1%増加して 1,013 百万円となりました。正味損害率は前期に比し 1.9 ポイント上昇して 41.9%となりました。また、保険引受に係る営業費および一般管理費は前期に比し 0.6%減少して 767 百万円となり、正味事業費率は前期に比し 0.4 ポイント上昇して 52.3%となりました。

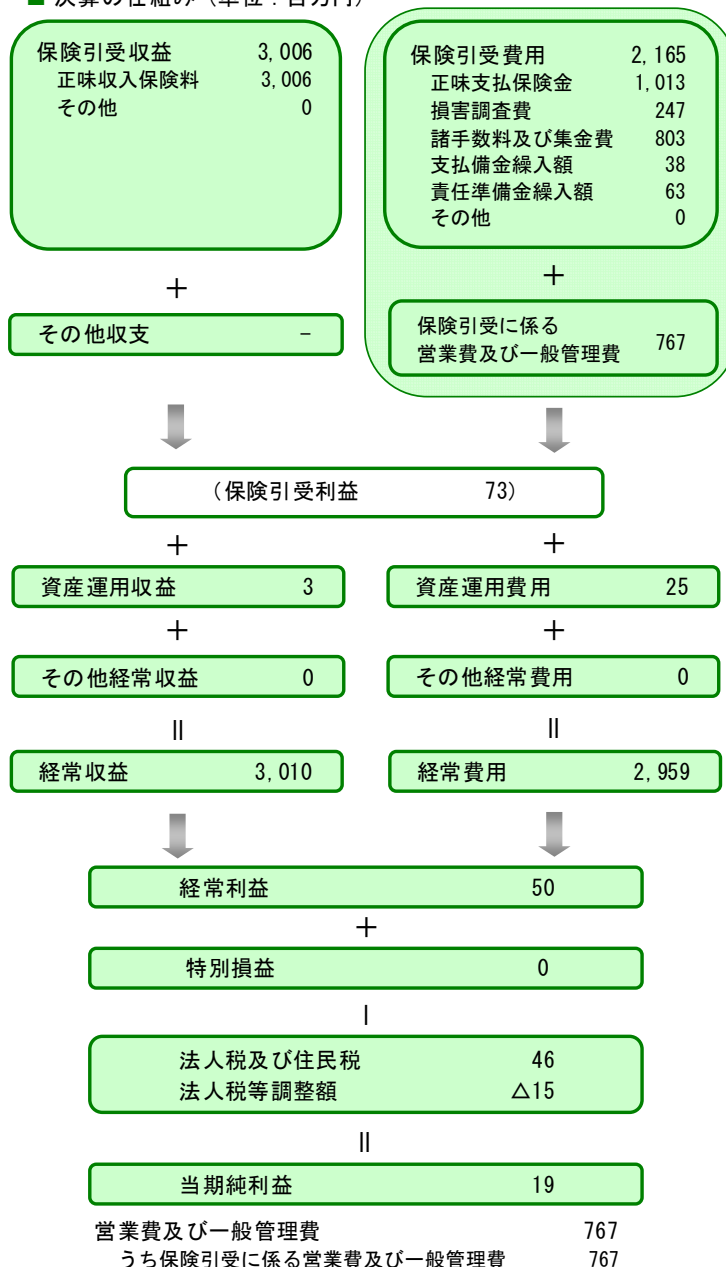
その結果、正味収入保険料から正味支払保険金、損害調査費、諸手数料および集金費ならびに保険引受に係る営業費および一般管理費を控除した残額は 175 百万円となり、これに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受収支は 73 百万円の利益となりました。

### 資産運用の概況

資産運用にあたっては安全性、収益性および流動性に留意しつつ、リスク管理の徹底を図り、定期預金を中心に運用した結果、当期の利息収入は 3 百万円となりました。

一方、資産運用費用は為替差損 9 百万円を含め、合計で 25 百万円となりました。

### ■ 決算の仕組み (単位: 百万円)



## 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
正味収入保険料		2,833	3,121	3,276	3,128	3,006
経常収益		2,835	3,157	3,278	3,273	3,010
経常利益		121	245	315	295	50
当期純利益		212	145	193	161	19
資本金の額 (発行済株式の総数)		1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)
純資産額		1,360	1,506	1,699	1,828	1,832
総資産額		3,003	3,431	3,703	3,693	3,825
責任準備金残高		850	1,118	1,172	1,029	1,092
貸付金残高		-	-	-	-	4
有価証券残高		20	35	65	7	46
単体ソルベンシー・マージン比率		614.6%	648.7%	738.5%	764.9%	808.1%
配当性向		-	-	16.7%	10.0%	-
従業員数		62	66	72	78	72

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

## 3. 業務の状況を示す指標

### (1) 主要な業務の状況を示す指標

#### ① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度			2014年度			2015年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	1	0.0	76.0	3	0.1	167.6	6	0.2	79.7	
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	3,275	100.0	4.9	3,124	99.9	△ 4.6	2,999	99.8	△ 4.0	
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	3,276	100.0	5.0	3,128	100.0	△ 4.5	3,006	100.0	△ 3.9	

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料

## ② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度		2014年度		2015年度		
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	
火災		1	0.0	4	0.1	7	0.2	77.6
海上		-	-	-	-	-	-	-
傷害		4,859	100.0	4,610	99.9	4,411	99.8	△ 4.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-
合計		4,860	100.0	4,614	100.0	4,418	100.0	△ 4.2

(注) 元受正味保険料＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

## ③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度		2014年度		2015年度		
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	
火災		0	100.0	0	100.0	0	100.0	11.6
海上		-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-
合計		0	100.0	0	100.0	0	100.0	11.6

(注) 受再正味保険料＝受再保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

## ④ 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度		2014年度		2015年度		
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	
火災		0	0.0	0	0.0	0	0.0	50.3
海上		-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,584	100.0	1,485	100.0	1,412	100.0	△ 5.0
自動車		-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-
合計		1,584	100.0	1,486	100.0	1,412	100.0	△ 5.0

(注) 支払再保険料＝出再保険料－(再保険返戻金＋その他再保険収入)

## ⑤ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度		2014年度		2015年度		
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	
火災		0	0.7	0	0.9	0	2.0	110.7
海上		-	-	-	-	-	-	-
傷害		4	99.3	4	99.1	4	98.0	△ 5.5
自動車		-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-
合計		4	100.0	4	100.0	4	100.0	△ 4.4

(注) 解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

## ⑥ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度			2014年度			2015年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		△ 36	△ 10.8	-	△ 30	△ 9.4	-	△ 27	△ 37.3	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		375	110.8	21.4	361	109.4	△ 3.7	100	137.3	△ 72.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		338	100.0	25.1	330	100.0	△ 2.4	73	100.0	△ 77.9

(注) 保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費および一般管理費±その他収支

## ⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度			2014年度			2015年度		
			構成比%	損害率%		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%
火災		0	0.1	240.8	0	0.0	22.8	0	0.0	13.6
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		873	99.9	33.2	1,002	100.0	40.0	1,013	100.0	42.0
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		874	100.0	33.3	1,002	100.0	40.0	1,013	100.0	41.9

(注) 1. 正味支払保険金=支払保険金(元受正味+受再正味)-出再正味保険金

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

## ⑧ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度		2014年度		2015年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		0	0.1	0	0.0	0	0.0
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		1,252	99.9	1,432	100.0	1,447	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		1,253	100.0	1,433	100.0	1,447	100.0

(注) 元受正味保険金=元受保険金-元受保険金戻入

## ⑨ 受再正味保険金

該当ありません。

⑩ 回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度		2014年度		2015年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		379	100.0	430	100.0	434	100.0
自動車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—
合計		379	100.0	430	100.0	434	100.0

(注) 回収再保険金＝出再保険金－再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者(社員)配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2013年度			2014年度			2015年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		240.8	2,453.0	2,693.8	22.8	849.6	872.4	13.6	439.8	453.4
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		33.2	49.7	82.9	40.0	50.9	90.9	42.0	51.4	93.4
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		33.3	50.7	84.0	40.0	51.9	91.9	41.9	52.2	94.1

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2013年度			2014年度			2015年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		427.4	4,353.3	4,780.7	49.6	1,849.3	1,898.9	25.5	823.6	849.1
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		34.1	49.8	83.9	38.5	50.4	88.9	39.4	50.5	89.9
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		34.1	50.5	84.6	38.5	51.1	89.6	39.3	51.1	90.4

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率＝(支払諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率＝発生損害率＋事業費率

5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱がないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2013年度	2014年度	2015年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-	-	-

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2014年度	5	98.1
2015年度	5	98.2

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2014年度	100.0%	-	-	100.0%
2015年度	100.0%	-	-	100.0%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①S&P社の格付けを使用しています。A-以上は「A以上」に区分しています。

②S&P社の格付けがない場合はAM Best社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B未満は「その他(格付なし・不明等)」に区分しています。

⑦ 未収再保険金の額

(単位: 百万円)

種目計		2013年度	2014年度	2015年度
1	年度開始時の未回収再保険金	59	72	86
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	379	430	434
3	当該年度回収額	366	415	444
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	72	86	76

### (3) 経理に関する指標

#### ① 支払備金の額および責任準備金の額

・支払備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度			2014年度			2015年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		345	100.0	61.8	413	100.0	19.5	451	100.0	9.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		345	100.0	61.8	413	100.0	19.5	451	100.0	9.3

・責任準備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2013年度			2014年度			2015年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		1	0.1	71.9	3	0.4	137.5	7	0.7	93.0
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,170	99.9	4.8	1,025	99.6	△ 12.4	1,085	99.3	5.8
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,172	100.0	4.8	1,029	100.0	△ 12.2	1,092	100.0	6.2

#### ② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

#### ③ 引当金

(単位：百万円)

区分	2013年度 末残高	2014年度 末残高	2015年度 増加額	2015年度減少額		2015年度 末残高	
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	0	-	-	0
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金	53	-	-	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-	-	-
賞与引当金	27	29	24	29	-	24	24
価格変動準備金	0	0	0	0	-	0	0
合計	81	29	24	29	-	24	24

#### ④ 貸付金償却

該当ありません。



⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（単位：百万円）

区 分	2013年度 期末残高	2014年度 期末残高	2015年度			
			増加額	減少額	期末残高	
資 本 金	1,612	1,612	-	-	1,612	
うち 既発行株式	普通株式	(32,240株) 1,612	(32,240株) 1,612	-	-	(32,240株) 1,612
	計	(32,240株) 1,612	(32,240株) 1,612	-	-	(32,240株) 1,612
	資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金)	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	-	6	3	-	9
	(任意積立金)	-	-	-	-	-
	計	-	6	3	-	9

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</li> <li>○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>○ 増加する異常危険準備金取崩額＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>○ 経常利益の減少額＝ 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>	
経常利益の 減少額	2015年度	30百万円
	2014年度	31百万円

⑦ 正味事業費

（単位：百万円）

区分	年度	2013年度	2014年度	2015年度
人 件 費		480	515	488
物 件 費		500	487	509
税 金		18	17	16
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		-	-	-
契約者保護機構に対する負担金		-	-	-
諸手数料及び集金費		878	850	803
合 計		1,877	1,870	1,818

（注）1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

(4) 資産運用に関する指標

① 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預貯金		2,591	70.0	2,692	72.9	2,846	74.4
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		65	1.8	7	0.2	46	1.2
貸付金		-	-	-	-	4	0.1
土地・建物		7	0.2	5	0.1	4	0.1
運用資産計		2,663	71.9	2,705	73.2	2,902	75.9
総資産		3,703	100.0	3,693	100.0	3,825	100.0

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		1	0.07	1	0.05	3	0.12
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		-	-	-	-	-	-
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		-	-	-	-	-	-
小計		1	0.07	1	0.05	3	0.12
その他		-	-	-	-	-	-
合計		1	-	1	-	3	-

③ 海外投融資残高および構成比

該当ありません。

④ 海外投融資利回り

該当ありません。

⑤ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国	債	-	-	-	-	-	-
地 方	債	-	-	-	-	-	-
社	債	-	-	-	-	-	-
株	式	65	100.0	7	100.0	46	100.0
外 国	証 券	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の	証 券	-	-	-	-	-	-
合	計	65	100.0	7	100.0	46	100.0

⑦ 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	2013年度	2014年度	2015年度
国	債	-	-	-
地 方	債	-	-	-
社	債	-	-	-
株	式	-	-	-
外 国	証 券	-	-	-
そ の 他 の	証 券	-	-	-
合	計	-	-	-

⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高

< 2014年度 >

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間	残存期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	-	-	-	-	-	-	-
地 方	債	-	-	-	-	-	-	-
社	債	-	-	-	-	-	-	-
株	式	-	-	-	-	-	7	7
外 国	証 券	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の	証 券	-	-	-	-	-	-	-
合	計	-	-	-	-	-	7	7

< 2015年度 >

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間	残存期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	-	-	-	-	-	-	-
地 方	債	-	-	-	-	-	-	-
社	債	-	-	-	-	-	-	-
株	式	-	-	-	-	-	46	46
外 国	証 券	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の	証 券	-	-	-	-	-	-	-
合	計	-	-	-	-	-	46	46

⑨ 業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	年度	2013年度末			2014年度末			2015年度末		
		株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業		1,300	65	100.0	1,970	7	100.0	2,290	6	14.3
サービス業		-	-	-	-	-	-	800	40	85.7
合計		1,300	65	100.0	1,970	7	100.0	3,090	46	100.0

⑩ 貸付金の残存期間別の残高

< 2014年度 >

(単位：百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
		国内企業向け	固定金利	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-
その他	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-
合計	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-

< 2015年度 >

(単位：百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
		国内企業向け	固定金利	4	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	4	-	-	-	-	-	4
その他	固定金利	-	-	-	-	-	-	-
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-
合計	固定金利	4	-	-	-	-	-	4
	変動金利	-	-	-	-	-	-	-
	合計	4	-	-	-	-	-	4

⑪ 担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
担保貸付		-	-	-	-	-	-
有価証券担保貸付		-	-	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付		-	-	-	-	-	-
指名債権担保貸付		-	-	-	-	-	-
保証貸付		-	-	-	-	-	-
信用貸付		-	-	-	-	4	100.0
その他		-	-	-	-	-	-
一般貸付計		-	-	-	-	-	-
約款貸付計		-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	4	100.0
(うち劣後特約付貸付)		-	-	-	-	-	-

⑫ 使途別の貸付金残高および構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
設 備 資 金		-	-	-	-	-	-
運 転 資 金		-	-	-	-	4	100.0
合 計		-	-	-	-	4	100.0

⑬ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
農 林 ・ 水 産 業		-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		-	-	-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-	-	-
製 造 業		-	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業		-	-	-	-	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業		-	-	-	-	4	100.0
不動産業・物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業		-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業		-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 等		-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)		-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	4	100.0
公 共 団 体		-	-	-	-	-	-
公 社 ・ 公 団		-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付		-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	4	100.0

⑭ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
大 企 業		-	-	-	-	-	-
中 堅 企 業		-	-	-	-	-	-
中 小 企 業		-	-	-	-	4	100.0
そ の 他		-	-	-	-	-	-
一 般 貸 付 計		-	-	-	-	4	100.0

⑮ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分 \ 年度		2013年度末	2014年度末	2015年度末
土地	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
建物	営業用	7	5	4
	賃貸用	-	-	-
建物仮勘定	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計	営業用	7	5	4
	賃貸用	-	-	-
その他の有形固定資産		12	11	7
有形固定資産合計		19	16	11

(5) 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支

該当ありません。

#### 4. 責任準備金の残高の内訳

<2014年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	災	3	0	-	-	3
海上	上	-	-	-	-	-
傷害	害	402	622	-	-	1,025
自動車	車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他	他	-	-	-	-	-
	(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
	(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合計	計	406	623	-	-	1,029

<2015年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	災	6	0	-	-	7
海上	上	-	-	-	-	-
傷害	害	366	718	-	-	1,085
自動車	車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他	他	-	-	-	-	-
	(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
	(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合計	計	373	719	-	-	1,092

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

#### 5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2015年度	590	412	85	92
2014年度	495	488	25	△ 18
2013年度	308	365	22	△ 80

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。  
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。  
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

## 6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

### ① 傷害

(単位:百万円)

事故発生年度	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	989			989			1,358			1,509			1,594		
事故発生年度末															
1年後	1,001	1.012	11	1,059	1.070	69	1,371	1.009	12	1,418	0.939	△91			
2年後	1,006	1.005	5	1,064	1.005	4	1,369	0.998	△2						
3年後	1,007	1.000	0	1,067	1.003	2									
4年後	1,005	0.998	△1												
最終損害見積額	1,005			1,067			1,369			1,418			1,594		
累計保険金	1,003			1,067			1,361			1,342			1,034		
支払備金	2			0			8			75			559		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

- 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
- 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

### ② 自動車

該当ありません。

### ③ 賠償責任

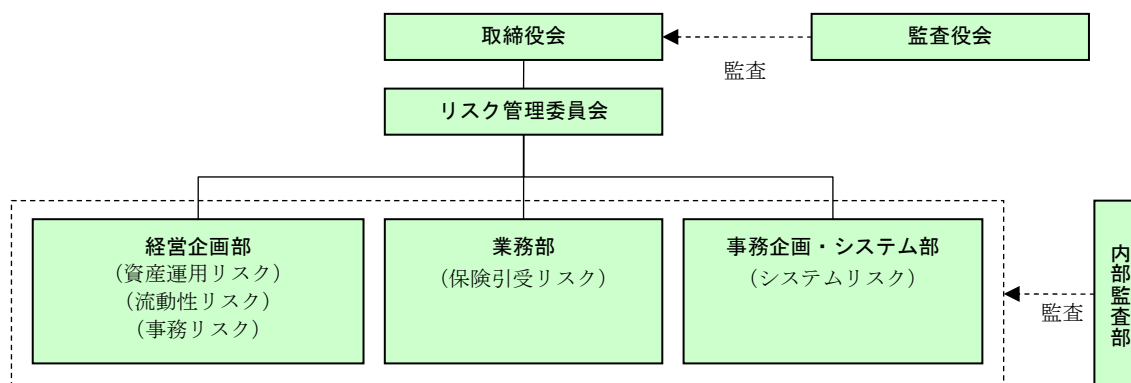
該当ありません。

## IV 保険会社の運営

### 1. リスク管理体制

当社では、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署(リスク管理担当部門)が、リスクごとに、その所在や特性に対する理解を踏まえ管理を行うほか、経営として当社が直面しているリスク全体を統合的に管理するために、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制としています。

そして、これらの体制は、リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。



#### (1) 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより、保険引受リスクを管理しています。



## 当社の出再方針

当社では、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

## 当社の受再方針

当社は、「地震保険に関する法律」に基づく地震再保険契約を除き、受再を行わないこととしています。

### (2) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産運用規程に基づき資産運用の手段を当面預貯金等に限定することで、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。

したがって、現状では当社の資産運用リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

資産運用リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

### (3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

### (4) 事務リスク管理

事務リスクとは、当社の役員・社員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社では、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

### (5) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

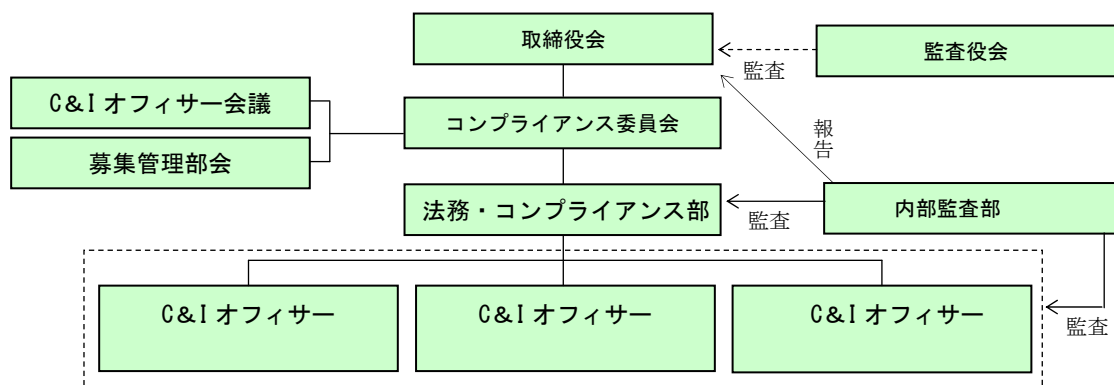
## 2. 法令等遵守の体制

当社は、法令等遵守（コンプライアンス）を損害保険会社経営の基本的かつ最重要の課題と捉え、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を整備しています。

具体的な取組にあたっては、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する機関として位置付けています。このコンプライアンス委員会の下にコンプライアンス態勢および情報管理態勢の整備を課題とするコンプライアンスおよび情報管理オフィサー（C&I オフィサー）会議と保険募集における顧客保護を課題とする募集管理部会を設置しています。

コンプライアンス委員会の事務局をはじめとして、コンプライアンス統括部門として法務・コンプライアンス部が各種施策の立案、推進等を行い、各部署に配置したC&I オフィサーが施策の実現を担う体制としています。

また、取締役会は、コンプライアンス推進のための実行プランであるコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、当社の各コンプライアンス組織は、これに従いコンプライアンス態勢の構築と確保を推進しています。



(2016年6月30日現在)

#### 法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 当社は、法令等遵守態勢の整備・確立が保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、そのため、経営陣には法令等遵守態勢の整備・確立のための基本方針を策定し組織体制の整備を行う等、業務全般にわたり態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があることを明確にするため、本方針を定めます。
2. 損害保険会社として、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを強く認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に応えてまいります。
3. 法令等遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を包含したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
4. 顧客の保護の観点から、法令等遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行ってまいります。
5. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

### 3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

### 4. 社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっております。また、会社法に基づき、会計に関する事項について新日本有限責任監査法人が会計監査人として監査にあたっているほか、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査結果の適正性について監査にあたっています。

これら法定の監査体制に加え、他部署から独立した組織として内部監査部を設け、各部署の内部管理態勢等の適切性、有効性について内部監査を実施しています。

### 5. コーポレートガバナンスの体制

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。

#### 取締役会・監査役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名（任期2年）で構成しています。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成しています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

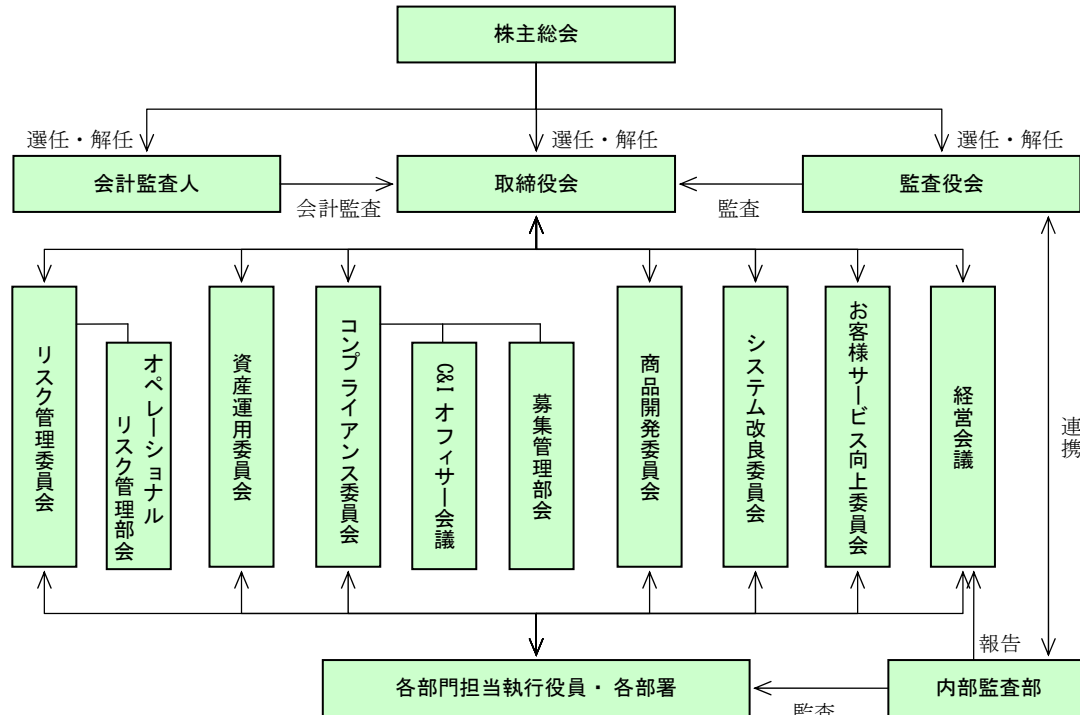
## 経営会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会の下に経営会議や各委員会を設けています。

経営会議は常勤取締役3名、常勤監査役1名、執行役員1名で構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会が所管する事項を除く。）について審議しています。

各委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を審議しており、社長および所管事項の担当執行役員のほか、関連部門の長によりそれぞれ構成しています。さらにリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会の下に部会を設け、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

これらの会議および各委員会には、いずれも常勤監査役および内部監査部長が出席して、必要に応じて適宜発言を行うとともに、会議の運営状況を確認しています。



## 6. 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議しています。

### 1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「法令等遵守基本方針」及び「倫理行動規範」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組んでいます。
- (2) コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確化しています。
- (3) コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行しています。
- (4) 内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性の検証とその結果の取締役会への報告等を実行しています。
- (5) 不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行っています。
- (6) 「利益相反管理基本方針」及び「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理しています。
- (7) 「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力に対する対応基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備しています。
- (8) 違法行為等の発生についての情報確保と予防を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。

### 2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報

の保存及び管理について適切に行っています。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- (1) 当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼす怖れのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを統合的に管理するため「リスク管理規程」等の整備を行っています。
- (2) リスク管理体制を確保するためにリスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役に報告することとしています。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保しています。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化し、その業務執行責任の明確化を図ります。
- (3) 常勤の取締役及び執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営の基本政策、経営計画に関わる事項並びに各部門の重要な執行案件について、審議を行い又は報告を受けます。
- (4) 取締役会を原則月1回開催し、十分な情報をもとに経営論議を深め、所管事項について適切な審議を経て決定を行い又は報告を受けます。

### 5. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員及び使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、及び法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに報告しています。
- (2) 子会社の役員及び使用人が、当社の経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、及び法令や定款に違反する行為等を発見したときに、これらの者又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備しています。
- (3) 当社及び子会社において、監査役に（1）又は（2）の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備しています。
- (4) 取締役、執行役員及び使用人は、社内通報制度を利用して受理した事項や法令及び定款に定められた事項のほか、監査役から求められた事項について速やかに監査役に報告しています。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保しています。

### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役及び監査役会の直属の使用人を配置しています。
- (2) 当社は、当該使用人の人事考課、及び懲戒処分は、監査役の同意を得たうえで行っています。

### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等、社内重要会議等への出席を通して、取締役、執行役員及び使用人との意見交換の場を確保しています。
- (2) 監査役は、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧しています。
- (3) 当社は、内部監査部門等からの監査の結果を定期的に監査役に報告させるとともに、内部監査結果について監査役との間で協議及び意見交換を行い緊密な連携を図ります。
- (4) 当社は、監査役の職務執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとしています。

### 9. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「子会社管理規程」を策定し、子会社担当執行役員、担当部署を設置し、子会社からの子会社の業務執行及び事業状況を報告させる体制を整備しています。
- (2) 当社内部監査部は、子会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には助言・勧告を行っています。
- (3) 当社は、「グループ内取引管理規程」を策定し、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議又は報告を行っています。

## 7. 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、常にお客様からご信頼いただける保険会社を目指し、お客様の個人情報の取扱いに関する方針を「個人情報保護宣言」として定め、お客様からお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客様のプライバシーの保護に努めています。

### 個人情報保護宣言 （プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

\* 本方針における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

#### (1) 個人情報の取得

- ① 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、懸賞募集、アンケート等により個人情報を取得します。
- ② 各種お問い合わせ、相談、事故報告等お電話でご連絡いただいた場合、正確に内容を記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。
- ③ 第三者からの提供（個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合ならびに個人情報の取扱いの委託、事業の承継および共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（個人情報保護法施行令第 2 条第 2 号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法令等遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検またはこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応します。

#### (2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記(5)、(6)、(7)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については損害調査業務を含みます。）を行うため。なお、当社が取り扱う商品・サービスは、損害保険、生命保険、第三分野保険、および、これらに付帯・関連するサービスです。
- ② 当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。なお、当社のグループ会社の商品・サービスは生命保険、第三分野保険、およびこれに付帯・関連するサービスです。
- ③ 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ④ 各種イベント・キャンペーン等のご案内、各種情報の提供のため。
- ⑤ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため。
- ⑥ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究のため。
- ⑦ 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施のため。
- ⑧ お問合せ・依頼等への対応のため。
- ⑨ 当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務のため。
- ⑩ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

#### (3) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 再保険手続きを行う場合
- ④ 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記（5）グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。）
- ⑤ 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記の(6)情報交換制度等をご覧ください。）

#### (4) 個人データの取扱いの委託

- ① 当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- ② 当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています（エ）については、下記(9)の個人番号および特定個人情報を含みます。）。  
(ア) 保険契約の募集に関わる業務

- (イ) 損害調査に関わる業務
- (ウ) 情報システムの保守・運用に関わる業務
- (エ) 個人番号関係事務に関わる業務

③ 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容および再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告または承認手続を求め、直接または委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認します。

#### (5) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

- ① 個人データの項目  
住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容
- ② 管理責任者  
当社
- ③ 共同利用を行うグループ会社・提携先企業  
ありません（2016年6月30日現在）。

#### (6) 情報交換制度等

##### ① 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

- ・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）  
所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階  
電話 03-3255-1470（受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土日祝祭日を除く。）  
ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>
- ・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口  
所在地 〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー 29 階  
電話 03-6758-1300（受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土日祝祭日を除く。）  
ホームページアドレス <http://www.giroj.or.jp/>

##### ② 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業員に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

#### (7) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

#### (8) センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 10 および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 6 条に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑧ センシティブ情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、本人確認に用いる場合

#### (9) 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記(5)、(6)の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、(4)、(11)、(12)、(13)をご覧ください。

#### (10) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店、または下記(13)のお問い合わせ窓口まで、また事故に関するご照会については、「ご契約のしおり」または保険証券、保険契約証もしくは加入者証に添付の「保険約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先、または下記(13)のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

#### (11) 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(13)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

#### (12) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記(13)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を入力していただく部分およびお送りする部分ではすべてSSL(Secure Sockets Layer)の高度なデータ暗号化システムを採用しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。当社のホームページでは、クッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

#### (13) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いや、保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3番29号 フォーキャスト市ヶ谷7階

電話 0120-937-836 (祝日・年末年始を除く月～金 午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.hs-sonpo.co.jp/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470 (受付時間: 午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

## 8. 反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

### (1) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

### (2) 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

### (3) 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図ります。

#### (4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面から法的対抗手段を講じます。

#### (5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供等は絶対に行いません。

## 9. 利益相反管理の基本方針

当社は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

### (1) 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

### (2) 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

### (3) 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的監査を実施します。

### (4) 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ① 当社の親金融機関等
- ② 当社の子金融機関等

(注) 保険業法第100条の2の2をご参照ください。



# V 財産の状況

## 1. 計算書類

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2014年度	2015年度	科 目	2014年度	2015年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	2,692	2,846	保険契約準備金	1,442	1,544
有価証券	7	46	支払備金	413	451
株 式	7	46	責任準備金	1,029	1,092
貸付金	-	4	そ の 他 負 債	392	423
一般貸付	-	4	再保険借	101	96
有形固定資産	16	11	未払法人税等	10	26
建 物	5	4	預 り 金	2	2
その他の有形固定資産	11	7	未 払 金	45	45
無形固定資産	181	134	仮 受 金	232	252
ソフトウェア	181	133	賞 与 引 当 金	29	24
その他の無形固定資産	0	0	価 格 変 動 準 備 金	0	0
そ の 他 資 産	598	569	負債の部合計	1,864	1,992
未収保険料	0	0	(純資産の部)		
代理店貸	223	225	資 本 金	1,612	1,612
再保険貸	86	76	利 益 剰 余 金	216	220
未 収 金	135	95	利 益 準 備 金	6	9
未 収 収 益	0	2	繰越利益剰余金	210	210
預託金	27	27	株 主 資 本 合 計	1,828	1,832
地震保険預託金	0	0	純資産の部合計	1,828	1,832
仮払金	82	90			
前払費用	39	50			
そ の 他 の 資 産	1	0			
繰延税金資産	196	212			
貸倒引当金	-	0			
資産の部合計	3,693	3,825	負債及び純資産の部合計	3,693	3,825

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権は該当がなく、その他の債権については、倒産確率を債権額に乗じた額を引き当てております。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

6. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

7. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

8. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、主として短期的な預金によっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預貯金	2,846	2,846	—
② 代理店貸	225	225	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金および預貯金、ならびに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額46百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注3) 当事業年度において、非上場株式について16百万円の減損処理を行っております。

9. 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額はありませぬ。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は43百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権の総額は5百万円、金銭債務の総額は133百万円であります。

12. 繰延税金資産の総額は242百万円であります。このうち、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は30百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は責任準備金201百万円であります。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に

使用する法定実効税率は従来の 28.84%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度および平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 28.24%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 28.00%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が 6 百万円減少し、当期純利益は 6 百万円減少しております。

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 子会社等の株式は 46 百万円であります。

15. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	645	百万円
同上にかかる出再支払備金	193	百万円
差引	451	百万円

16. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	529	百万円
同上にかかる出再責任準備金	157	百万円
差引（イ）	372	百万円
その他の責任準備金（ロ）	720	百万円
計（イ+ロ）	1,092	百万円

17. 1株当たりの純資産額は 56,835 円 49 銭であります。

18. 重要な後発事象

該当事項はありません。

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2014年度	2015年度
経常収益	3,273	3,010
保険引受収益	3,271	3,006
正味収入保険料	3,128	3,006
積立保険料等運用益	0	0
責任準備金戻入額	143	-
資産運用収益	1	3
利息及び配当金収入	1	3
積立保険料等運用益振替	0	0
その他経常収益	0	0
経常費用	2,978	2,959
保険引受費用	2,168	2,165
正味支払保険金	1,002	1,013
損害調査費	248	247
諸手数料及び集金費	850	803
支払備金繰入額	67	38
責任準備金繰入額	-	63
為替差損	0	0
資産運用費用	37	25
有価証券評価損	37	16
為替差損	-	8
営業費及び一般管理費	772	767
その他経常費用	0	0
貸倒引当金繰入額	-	0
経常利益	295	50
特別利益	0	-
価格変動準備金戻入額	0	-
特別損失	1	0
固定資産処分損	1	0
価格変動準備金繰入額	-	0
税引前当期純利益	294	50
法人税及び住民税	60	46
法人税等調整額	72	△15
法人税等合計	133	31
当期純利益	161	19

〔損益計算書の注記〕

1. 関係会社との取引による収益の総額は454百万円、費用の総額は1,455百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収 入 保 険 料	4,419 百万円
支 払 再 保 険 料	1,412 百万円
差 引	3,006 百万円

3. 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支 払 保 険 金	1,447 百万円
回 収 再 保 険 金	434 百万円
差 引	1,013 百万円

4. 諸手数料および集金費の内訳は次のとおりであります。

支 払 諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,506 百万円
出 再 保 険 手 数 料	703 百万円
差 引	803 百万円

5. 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支 払 備 金 繰 入 額 ( 出 再 支 払 備 金 控 除 前 )	54 百万円
同 上 に か か る 出 再 支 払 備 金 繰 入 額	16 百万円
差 引	38 百万円

6. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普 通 責 任 準 備 金 繰 入 額 ( 出 再 責 任 準 備 金 控 除 前 )	△ 42 百万円
同 上 に か か る 出 再 責 任 準 備 金 繰 入 額	△ 9 百万円
差 引	△ 33 百万円
そ の 他 の 責 任 準 備 金 繰 入 額	96 百万円
計	63 百万円

7. 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預 貯 金 利 息	3 百万円
そ の 他 利 息 ・ 配 当 金	0 百万円
計	3 百万円

8. 1株当たりの当期純利益は606円09銭であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 ( 被 所 有 ) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
その他の関係会社 主要株主	㈱エイチ・ アイ・エス	被所有 直接21.9%	損害保険代理 店の委託	代理店手数料 の支払(注1)	1,410	未払手数料	133
				保険契約の 引受	元受保険料 の受取(注2)	452	—
子会社	エイチ・エス サポートセン ター(株)	所有 直接80.0%	アシスタンス 業務の委託	出資 (注3)	40	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(注2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

(注3) 当社がエイチ・エスサポートセンター(株)設立に際し、1株50千円を出資したものであります。

(注4) 上記(注1)の代理店手数料の金額には消費税等が含まれております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2014年度	2015年度
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益（△は損失）	294	50
減価償却費	82	84
減損損失	-	-
支払備金の増減額（△は減少）	67	38
責任準備金の増減額（△は減少）	△ 143	63
貸倒引当金の増減額（△は減少）	-	0
利息及び配当金収入	△ 1	△ 3
有価証券関係損益（△は益）	37	16
支払利息	0	-
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）	9	31
その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は減少）	△ 13	10
小 計	332	291
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	0	-
法人税等の支払額	△ 109	△ 31
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>224</b>	<b>261</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 33	△ 56
有価証券の売却・償還による収入	-	-
貸付けによる支出	-	△ 4
貸付金の回収による収入	-	-
資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計）	△ 33 ( 190 )	△ 60 ( 201 )
有形固定資産の取得による支出	△ 4	0
有形固定資産の売却による収入	-	-
その他	△ 53	△ 30
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 91</b>	<b>△ 91</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
社債の発行による収入	-	-
株式の発行による収入	-	-
配当金の支払額	△ 32	△ 16
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 32</b>	<b>△ 16</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	100	154
現金及び現金同等物の期首残高	2,591	2,692
現金及び現金同等物期末残高	2,692	2,846

〔キャッシュ・フローの注記〕

## 1. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

## 2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

## 3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主資本等変動計算書

<2014年度>

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,612		87	87	1,699	1,699
当期変動額						
剰余金の配当		6	△ 38	△ 32	△ 32	△ 32
当期純利益			161	161	161	161
当期変動額合計		6	122	129	129	129
当期末残高	1,612	6	210	216	1,828	1,828

<2015年度>

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,612	6	210	216	1,828	1,828
当期変動額						
剰余金の配当		3	△ 19	△ 16	△ 16	△ 16
当期純利益			19	19	19	19
当期変動額合計		3	0	3	3	3
当期末残高	1,612	9	210	220	1,832	1,832

[株主資本等変動計算書の注記]

##### 1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	—	—	32,240

##### 2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	16百万円	500円	平成27年3月31日	平成27年6月24日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. リスク管理債権

### (1) 破綻先債権

該当ありません。

### (2) 延滞債権

該当ありません。

### (3) 3ヶ月以上の延滞債権

該当ありません。

### (4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。



### 3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

#### 4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2014年度	2015年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	2,537	2,634
資本金又は基金等	1,828	1,832
価格変動準備金	0	0
危険準備金	-	-
異常危険準備金	623	720
一般貸倒引当金	-	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	-	-
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	85	81
(B) 単体リスクの合計額	663	652
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	438	423
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	-	-
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	0	0
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	33	61
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	13	13
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	210	210
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	764.9	808.1

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

##### 〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 単体リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。

単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度末(平成 24 年 3 月 31 日)から算出にかかる法令等が改正されています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保 險 引 受 上 の 危 険 : 保 險 事 故 の 発 生 率 等 が 通 常 の 予 測 を 超 え る こ と に よ り 発 生 し 得 る  
（ 一 般 保 險 引 受 リ ス ク ） 危 険 (巨 大 災 害 に 係 る 危 険 を 除 く)  
（ 第 三 分 野 保 險 の 保 險 リ ス ク ）
- ② 予 定 利 率 上 の 危 険 : 実 際 の 運 用 利 回 り が 保 險 料 算 出 時 に 予 定 し た 利 回 り を 下 回 る こ と  
（ 予 定 利 率 リ ス ク ） に よ り 発 生 し 得 る 危 険
- ③ 資 産 運 用 上 の 危 険 : 保 有 す る 有 価 証 券 等 の 資 産 の 価 格 が 通 常 の 予 測 を 超 え て 変 動 す る  
（ 資 産 運 用 リ ス ク ） こ と に よ り 発 生 し 得 る 危 険 等
- ④ 経 営 管 理 上 の 危 険 : 業 務 の 運 営 上 通 常 の 予 測 を 超 え て 発 生 し 得 る 危 険 で 上 記 ① ～ ③ お  
（ 経 営 管 理 リ ス ク ） よ び ⑤ 以 外 の も の
- ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険 : 通 常 の 予 測 を 超 え る 巨 大 災 害 (関 東 大 震 災 や 伊 勢 湾 台 風 相 当) に  
（ 巨 大 災 害 リ ス ク ） よ り 発 生 し 得 る 危 険

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 5. 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2014年度	2015年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	2,531	2,622
資本金又は基金等	1,828	1,819
価格変動準備金	0	0
危険準備金	-	-
異常危険準備金	623	720
一般貸倒引当金	-	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	-	-
土地の含み損益	-	-
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）	-	-
保険料積立金等余剰部分	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
少額短期保険業者に係るマージン総額	1	1
控除項目	7	-
その他	85	81
(B) 連結リスクの合計額		
$\sqrt{(\sqrt{(R_1^2 + R_2^2)} + R_3 + R_4)^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2} + R_8 + R_9$	664	649
損害保険契約の一般保険リスク (R1)	438	423
生命保険契約の保険リスク (R2)	-	-
第三分野保険の保険リスク (R3)	-	-
少額短期保険業者の保険リスク (R4)	1	1
予定利率リスク (R5)	-	0
生命保険契約の最低保証リスク (R6)	-	-
資産運用リスク (R7)	32	32
経営管理リスク (R8)	13	13
損害保険契約の巨大災害リスク (R9)	210	210
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	761.6	807.6

- (注) 1. 「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2（連結ソルベンシー・マージン）および第88条（連結リスク）ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。
2. 当社はカスタマーサポート業を営む子会社等を有しております。

## 6. 時価情報

### (1) 有価証券

#### ① 売買目的有価証券

該当ありません。

#### ② 満期保有目的の債券

該当ありません。

#### ③ 子会社株式および関連会社株式

子会社等の株式（貸借対照表計上額 46 百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

#### ④ その他有価証券

該当ありません。

### (2) 金銭の信託

該当ありません。

### (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

該当ありません。

### (4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

### (5) 先物外国為替取引

該当ありません。

### (6) 有価証券関連デリバティブ取引（(7) に掲げるものを除く。）

該当ありません。

### (7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 1 号の性質を有するものに係るものに限る）

該当ありません。

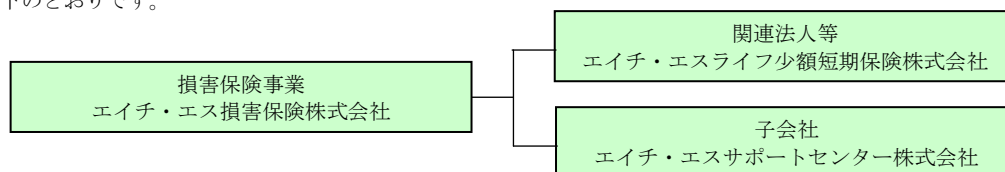
## 7. その他

保険業法第 111 条第 1 項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

# VI 保険会社およびその子会社等の概況

## 1. 主要な事業の内容、組織の構成および子会社等に関する事項

以下のとおりです。



(2016年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	当社の他の子 会社等の議決権 比率
エイチ・エスライフ 少額短期保険株式会社	東京都 千代田区	少額短期保険業	2010年 5月27日	百万円 295	% 36.8	—
エイチ・エスサポート センター株式会社	東京都 新宿区	カスタマー サポート業	2015年 9月1日	25	80.0	—



**エイチ・エス損害保険株式会社**

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3番29号 フォーキャスト市ヶ谷7F

<http://www.hs-sonpo.co.jp>